



## 米国水産物輸入監視制度の遵守案内

### 水産物輸入監視制度とは？

水産物輸入監視制度（SIMP）は、特定の水産物の輸入を対象として、違法、無報告、無規制（IUU）漁業や偽装表示された水産物の米国市場侵入を防止するために必要な報告と記録管理の要件を定めたものです。これによって米国経済、世界的な食糧安全保障、および人類共有の海洋資源の持続可能性の追加的な保護を行います。

### 米国海洋大気庁・国家海洋漁業局がこの制度を実施する理由は？

持続的な漁業の世界的なリーダーかつ水産物の主要市場として、米国は人類共有の海洋資源の持続性を妨げる違法行為と闘う責任があります。そのため米国海洋大気庁（NOAA）及び米政府関係省庁は国際的な働きかけを行い、取り締まりを強め、協力関係を強化し、水産物のトレーサビリティを確立するために多大な努力を重ねています。こうした努力の一環として、2016年12月9日、NOAA 国家海洋漁業局は SIMP を定めた最終規則を発表しました。

### この制度の対象となるのは？

SIMP は、IUU 漁業及び水産物偽装行為のリスクを理由に優先種として指定された水産物を輸入する登録輸入者に対して、米国に輸入する際に追加的なデータの報告を義務づけます。登録輸入業者は輸入申告の際に国土安全保障省・税関国境警備局（CBP）に特定されます。米国の登録輸入者は国家海洋漁業局から国際水産貿易に関する許可（IFTP）の取得を求められ、輸入申告ごとに特定の漁獲情報の報告を行い、該当する水産物の漁獲時から米国輸入までの加工・流通過程の記録を保持する義務を負います。

### この制度の影響を受けるのはどの種ですか？

13種が IUU 漁業や水産物偽装のリスクが特に高いと特定され、この制度の第一段階の対象となりましたが、将来的に全魚種へと拡大する予定です。

- \* アワビ
- タイセイヨウダラ
- ワタリガニ（大西洋）
- シイラ（マヒマヒ）
- ハタ類
- タラバガニ
- レッドスナッパー
- タイ
- ナマコ類
- サメ類
- \*エビ
- メカジキ
- マグロ類：ビンナガマグロ、メバチマグロ、カツオ、キハダマグロ、クロマグロ

\* エビとアワビに関するプログラム要件の実施は、追って通知があるまで延期されます。下記によくある質問を参照してください。

登録輸入者が米国輸入時での報告や保持を行う義務のある情報の内容を教えてください。

収集する情報には下記が含まれます。

#### 漁業者または生産者

- 漁船の名称および旗国
- 漁業権の証明（許可または免許番号）
- 個別漁船識別番号（該当する場合）
- 使用される漁具の種類

注：漁業区域と漁具は、天然漁業を管轄する所轄当局の使用する報告慣例や規約によって指定すべきです。こうした報告要件がない場合は、国連食糧農業機関(FAO) 漁業水域と漁具規定を使用すべきです。

#### 漁獲一何を、いつ、どこで

- 魚種—FAOのアルファベット3文字のコード（水圏科学及び漁業に関する情報システム - ASFIS）
- 陸揚げ日
- 陸揚げ時の水産物の形態—水産物の数量・重量を含む
- 天然または養殖による漁獲水域
- 最初の陸揚げ地
- 当該の魚の水揚げまたは配送先の名称

注：複数に亘る漁獲が同じ輸入貨物に含まれている場合、当該の貨物に関係のある漁獲全てを報告する義務があります。ただし、登録輸入者には特定の魚や貨物の一定部分をその漁獲と関連させる義務はありません。

#### 登録輸入者

- 名称、所属、連絡先
- 国家海洋漁業局が発行した IFTP 番号
- 登録輸入者は、上記に詳述した加工・流通過程に関する記録を保持する責任があります。
- 水産物のあらゆる積み替えに関する情報（漁船や運搬船による申告、船荷証券）
- 水産物の加工、再加工または混入に関する記録

#### **SIMP に含まれる水産物かどうか判断する基準は？**

ある水産物が SIMP の初期段階で含まれるか否かの判断基準は、輸入貨物の電子入力を行う際に使う米国関税率表 (HTS) コードです。

国家海洋漁業局は、SIMP に該当する各魚種の HTS コードにおける必要なデータ内容のリストを CBP に提供します。SIMP に該当する HTS コードの更新リストは間もなく、<https://www.cbp.gov/trade/ace/catair> の “Message Set” と書かれた欄の国家海洋漁業局 (NMFS) の遵守案内に掲載します。

### 情報の収集および報告の方法は？

輸出入に関する全ての報告に関して米国政府の窓口を一本化したデータポータルである国際貿易データシステム (ITDS、CBP が管理) によって、優先種の漁獲・陸揚げに関する書類の収集を行います。輸入の際に漁獲・陸揚げのデータは ITDS の“Message Set”欄から提出します。漁獲・陸揚げ後の加工・流通過程の記録はサプライチェーンを通じて転送され、登録輸入者が保管します。登録輸入業者は米国関税の法規制のもと輸入の責任者となる米国組織で、国家海洋漁業局の発行する IFTP を持つことが義務づけられます。

### 自動貿易流通システム (ACE) のプログラミングはいつ発表されますか。

国家海洋漁業局はパイロット試験に向けて CBP と協力して ACE ポータルをプログラミングしているところです。プログラミングが正確に完了次第、連邦政府の官報でパイロット試験を通知します。

### 記録管理のために使われる言語は？

米国の登録輸入者はどの言語で書かれた書類であっても、記録・管理した文書の正確性を自ら見直し、証明できなければなりません。SIMP は記録文書の英訳を義務つけていませんが、上述の通り米国の登録輸入者が見直し、理解していなければなりません。

### どのように国際水産貿易に関する許可 (IFTP) を取得したらよいですか？

国際水産貿易に関する許可は下記で取得できます。

[https://fisheriespermits.noaa.gov/npspub/pub\\_cmn\\_login/index\\_live.jsp](https://fisheriespermits.noaa.gov/npspub/pub_cmn_login/index_live.jsp)

### 輸入時までさかのぼれるよう、加工・流通の全過程で漁獲ごとに水産物を分類する必要がありますか？

いいえ。サプライチェーンの全過程で各漁獲を分ける必要はありません。一つの輸入貨物に複数の漁獲から得た水産物が入っていてもかまいません。そのような場合、登録輸入者は輸入しようとする水産物の内容に関わる全ての漁獲に関する情報を提供しなければなりません。貨物のどの部分がどの漁獲から得たものかを特定する必要はありません。

### データ収集の要件は小規模漁業にはどのように適用されますか？

本制度では、一括した漁獲報告書によって必要データを提供すれば、輸入者は小規模船舶や小規模な養殖施設を個別に特定する義務はありません。一括した漁獲報告書とは、以下の情報を含む記録を指します。1) 小規模船舶 (全長 12 メートル以下、または 20 トン以下) が 1 日に漁獲した水産物を一カ所に取りまとめた際の漁獲情報 2) 小規模船舶が海で漁獲した水産物を一つの船舶で行った水揚げ

### 優先種を含むすべての水産物が対象となりますか？

いいえ。報告および記録管理の要件は、加工度の高い特定の水産製品の輸入には適応されません。魚油、スラリー、ソース、スティック、魚肉団子、魚肉ソーセージ、その他の同様に加工度の高い水産製品を含みますが、その限りではありません。これらの製品が現時点で一つの魚種または特定の漁獲までさかのぼることができない、もしくは製品表示によって特定が不可能な場合には適応外ということです。SIMP が対象とする HTS コードの一覧は国家海洋漁業局の実施案内

(<https://www.cbp.gov/trade/ace/catair>) に掲載しております。

この制度によってラベル表示の修正は必要となりますか？

いいえ。水産物輸入監視制度はラベル表示の制度ではありません。

この制度は米国内の水産物にも適用されますか？

米国の国内規則では既に、国内で漁獲された水産物に関する漁獲および陸揚げ情報を国家海洋漁業局に報告するよう義務づけています。水産物輸入監視制度の規則は、外国から米国に入ってくる水産物のみに適用されます。

この制度は、米国内で漁獲した水産物が外国の施設に送られて加工または保存されたのちに、再び米国に輸入された場合にも適用されますか？

はい、適用されます。国内で漁獲した水産物に例外措置はありません。最初に米国で漁獲した水産物でも、その後、加工、再加工、保存してから米国で販売するものは米国に再輸入するため、水産物輸入監視制度の報告および記録管理の要件の対象となります。

マグロ製品のいくつかについては、すでに既存の規制で輸入の報告要件が適用されていますが、水産物輸入監視制度による影響はどのくらい受けるのでしょうか？

国家海洋漁業局は既にマグロ追跡証明制度の記録保持・報告要件を統合し、この中に SIMP の漁獲、陸揚げ、加工・流通過程に関する多くの内容が含まれています。マグロ追跡証明制度は、イルカが安全であることを示すラベルを貼って販売・輸出するマグロ製品の漁獲情報の記録に利用されています。SIMP の求めるデータ要件によって、マグロ製品の輸入者に重複する報告・記録保持の義務が発生するわけではありません。そうではなく、一つの案件につき各データ要素の報告は一度限りで済むよう、ITDS の業務規程を記載します。二つの制度の整合性を取るため、国家海洋漁業局はマグロ追跡証明制度を改定して必要に応じて新たな報告・記録保持の要件を反映させる可能性もあります。既存の国際的な統計文書や漁獲証明制度が対象とするメカジキや特定のマグロの輸入についても、同様のことが考えられます。

この規則のデータ報告および申請の要件は公的または消費者の記録となりますか？

本制度で収集した情報は機密扱いとなります。輸入された水産物の合法性を米政府機関が確認できるよう、SIMP は企業から政府へ報告する制度を定めたものです。データ機密に関する懸念に対応するため、この過程でデータの安全性には最重要課題として取り組みます。ACE で収集して CBP の制度が運営する ITDS などのシステムで得た情報は機密度の高い商業、財務、所有権に関する情報であるため、公開（例えば情報公開法）の要件からは通常除外されます。

この制度の施行日はいつですか？

エビとアワビを除く優先種に関する本規則の報告および記録管理要件の遵守は、2018年1月1日付で義務となります。この発効日をもって本制度の対象となる特定の HTS コードにおける輸入はそのメッセージセットが必要となり、米国輸入者は有効な IFTP の所有が必要となります。完全なメッセージセット（漁獲情報と IFTP 番号）なしで本制度の対象となる輸入を申告すると却下され、メッセージセットと IFTP 番号を提出しない限り CBP は輸入差し止めを解除しません。

2018年1月1日以降に米国に輸入された魚はその日より前に漁獲されたことになるため、当該の漁獲のメッセージセットは規制に遵守した日より以前の漁業と関連したものになります。米国の輸入

者は輸出者側と協力して、サプライチェーンにおける全ての水産物で遵守日以降に米国に輸入されるものに関して漁獲情報が存在することを確認しなければなりません。

### エビとアワビの義務化はいつですか？

国家海洋漁業局は、国内の養殖生産でも同様の報告・記録保管要件を確認・確立するまで、エビとアワビの施行日を延期します。これらの種の国内の報告・記録保持の差がなくなったら、国家海洋漁業局はエビとアワビに関する規則の施行日延期を解除する措置を連邦政府官報に発表します。業界が本制度を遵守するために必要な報告・記録保持システムを構築できるよう、事前に十分な時間を取って通知を行います。

### 本規則を遵守するための支援はありますか？

予算や時間に応じて、国家海洋漁業局など米政府機関は、本規則の要件の遵守を支援するため、輸出国や国内の輸入への援助を行う予定です。この内容には下記の能力構築へのサポートを含みます。

- 効果的な漁業管理を行う。
- IUU 漁業と水産物偽装と闘うため、漁業管理の組織や取締組織を強化する。
- 水産物の輸出貨物を漁獲時まで追跡できるシステムの構築、保守、支援を行う。能力構築の優先事項は、[漁業管理を強化し IUU 漁業と闘う国際的な能力構築のための戦略的行動計画](#)に掲載されている。

### さらに質問があれば、誰に連絡を取ればよいですか？

最終規則に関する情報と資料は[www.iuufishing.noaa.gov](http://www.iuufishing.noaa.gov)に掲載されています。

- SIMP 要件に関するご質問は、[Celeste.Leroux@noaa.gov](mailto:Celeste.Leroux@noaa.gov) までご連絡ください。
- ACE または ITDS の使用に関するご質問は、[Dale.Jones@noaa.gov](mailto:Dale.Jones@noaa.gov) までご連絡ください。

\*上記の日本語文書は参考のための仮翻訳で、正文は英文です。